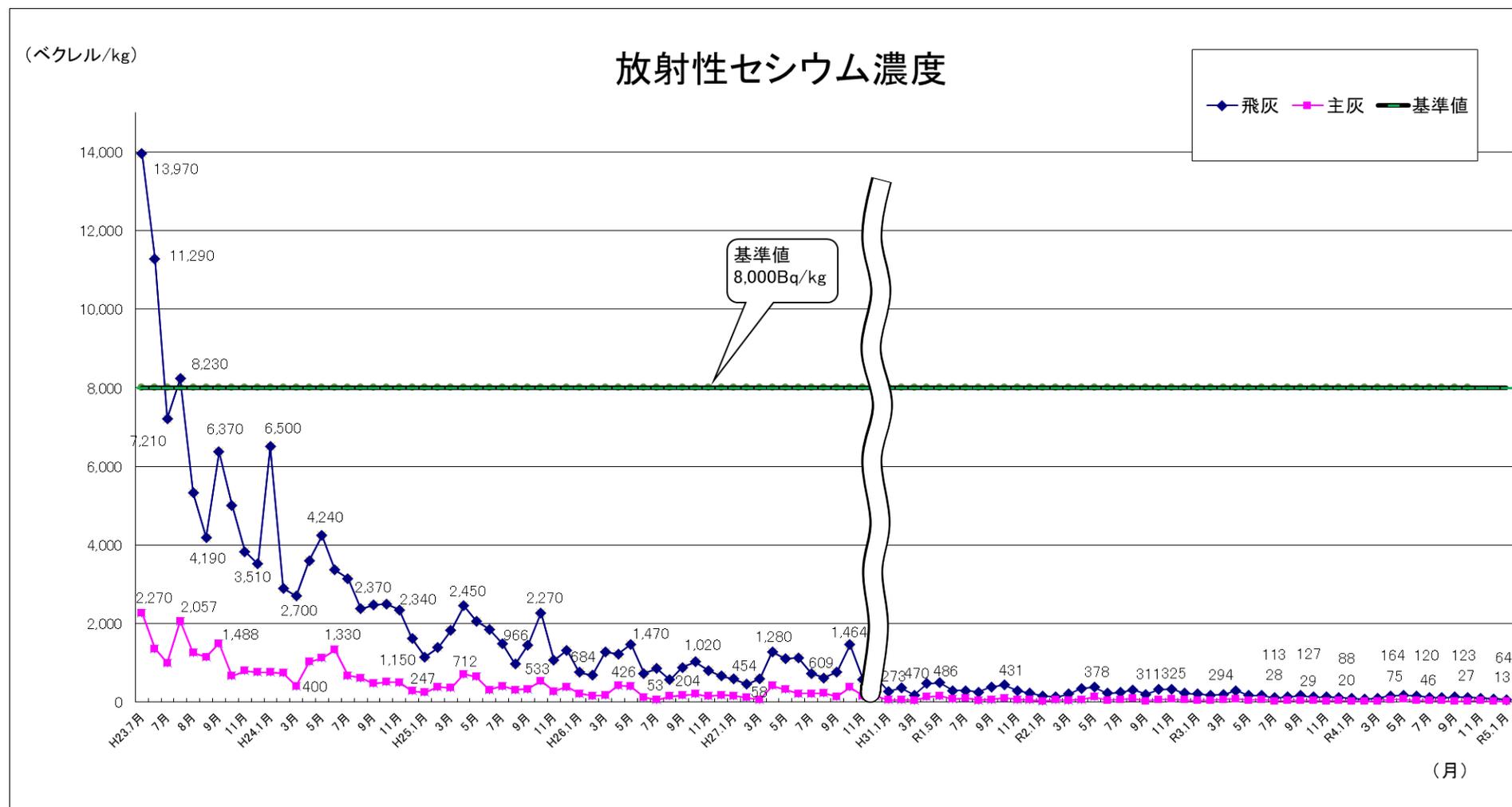


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



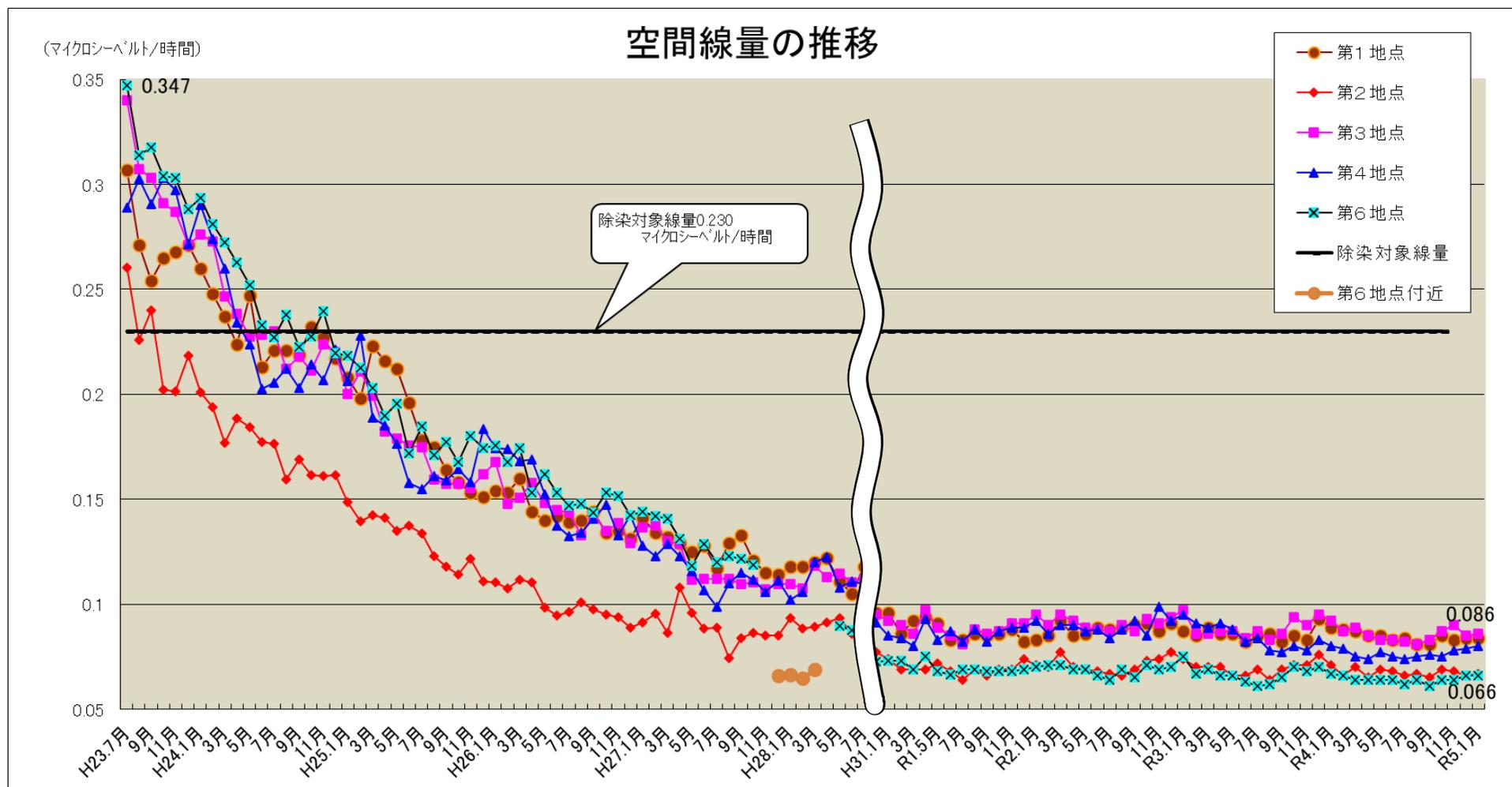
・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

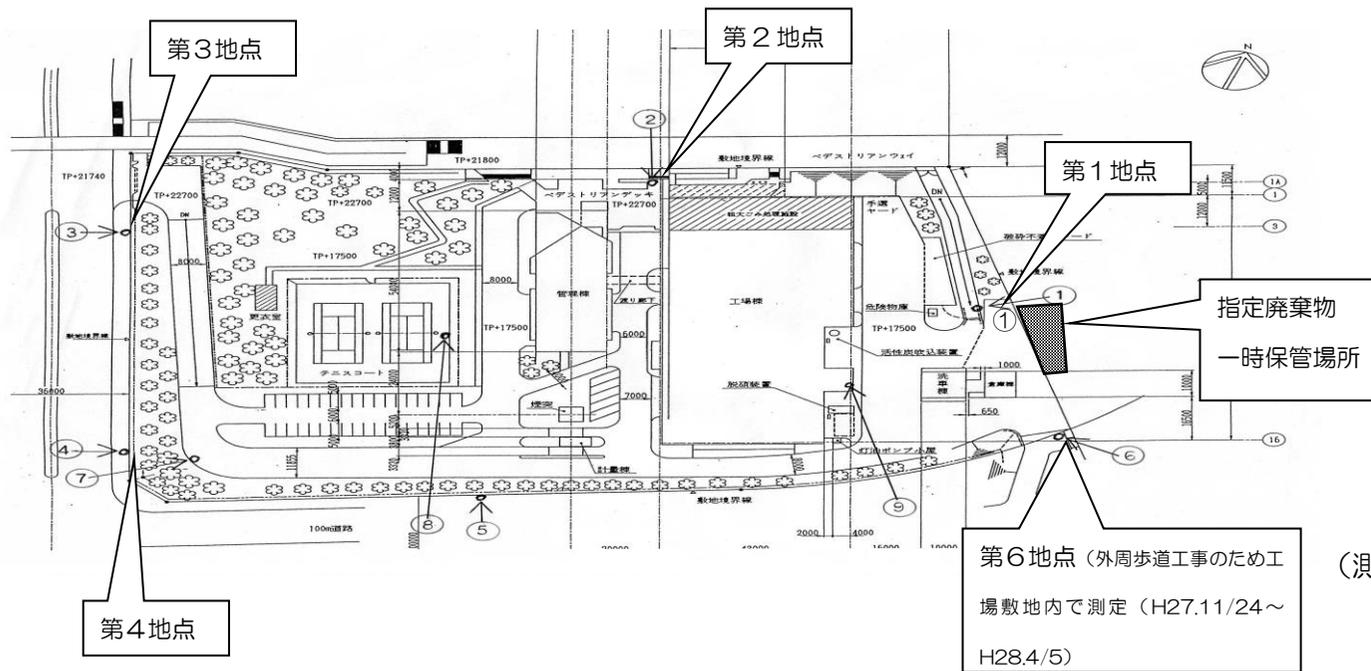
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和4年11月	1号炉	ろ紙部	不検出	2（134又は137）
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和4年12月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和5年1月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）





※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、令和元年度にドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

第6地点（外周歩道工事のため工場敷地内で測定（H27.11/24～H28.4/5）

（測定位置図）

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和5年度：1月末現在）

令和4年度計画処理量	埋立量
5,364 t / 年	<ul style="list-style-type: none"> • 4月 465 t • 8月 447 t • 12月 503 t • 5月 557 t • 9月 473 t • 1月 511 t • 6月 490 t • 10月 470 t • 7月 473 t • 11月 400 t <p style="text-align: right;">計 <u>4,789 t</u></p> <p>印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m³ 埋立量 110,579 m³ 残余容量 291,621 m³ 埋立率 27.49%</p>

○令和 4 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 5 年 2 月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・設計：要求水準書・実施方針等作成、実施方針公表
事業者選定委員会調査審議（令和 4 年度：4 回予定）
- ・環境影響評価：現地調査（継続）、現地調査とりまとめ、準備書作成
都市計画原案作成、公告・縦覧

2. アクセス道路について

- ・設計業務：令和 2 年 1 1 月契約・令和 4 年 8 月完了
- ・用地買収：用地買収価格決定、税務協議、用地交渉

3. 地域振興策について

- ・基本計画：地域振興策基本計画（第 2 回変更）策定
- ・用地買収：用地買収価格決定、税務協議、用地交渉

4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月締結
- ・設計業務、工事施工：令和 5 年 3 月完了予定

5. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・工事施工：印西市の下水道事業として施行

6. 用地管理業務

- ・次期施設用地草刈（第 1 回）：4 月契約・5 月完了
（第 2 回）：9 月契約・10 月完了
- ・地域振興策用地草刈：令和 5 年 3 月までの用地取得状況による

令和4年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

破線表示は令和4年9月末時点での変更箇所

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業基本設計、 建設工事発注支援、環境 影響評価業務		関係機関協議	: 道路・上下水	道・雨水排水	電気・ガス等							
			設計	: 要求水準書	・実施方針等	作成						
			環境影響評価	: 現地調	査、現地調査と	りまとめ、準備	書作成					
							事業者選定委	員会調査審議				
								都市計画原案	作成、公告・縦	覧		
アクセス道路 設計業務			設計、軟弱	地盤解析								
		用地買収	価格決定									
					税務協議、	用地交渉						
地域振興策 基本計画				第2回変更	策定							
		用地買収	価格決定									
水道事業						設計	(第1工区実	施設設計・第1工	区水管橋実施	設計)		
								施工	(第3工区)			
下水道事業								設計協議				
用地管理業務		次期施	設用地草刈			次期施	設用地草刈					
										地域振	興策用地草刈	

※次期中間処理施設稼働開始：令和10年度予定

memo

ICC-議題-20230304

回答は文書で

1. 表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)のデータの件

表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【1.排出ガスに含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の内訳でダイオキシン類(コプラナーPCB以外)とコプラナーPCBは0.00016と0.00081と記載されているが正しいかに対して、データを提示されたが、サンプルの取違いやデータの照合の取違いの可能性は確認していただきたい。(今までの測定結果では、ダイオキシン類(コプラナーPCB以外)とコプラナーPCBではダイオキシン類(コプラナーPCB以外)のほうが大きい場合が多い。記載の数値が正しいとしたら、3号炉で何かが起きていたのではないかと推察されるのであるが。)

2. 指定廃棄物の件

- (1)2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は
- (2)今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。

3.表2) ①排出ガス測定データの件

表2) ①排出ガス測定の水銀(Hg)の粒子状の定量下限値は0.0011であるが、4月19日の測定値は1号炉で0.0002と記載されているが、正しいか。
(定量下限値より測定値が小さいのはいかがなものか)

4. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正されたい。

代表者会議で取り扱う内容ではない。

令和3年度印西グリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。

5. ごみ処理の有料化に関して

- (1)ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。
ごみ処理基本計画検討委員会の答申(印西地区ごみ処理基本計画及び印西地区災害廃棄物処理計画)は12月11日にされたが、組合ホームページに答申の全文は公開されていない。
(組合ホームページの第7回の参考資料も公開されていない)

6. 届出項目の報告

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して、検討されたか? 記載すると混乱するということを指摘しているが、明確に記載すれば、混乱はないと思われる。
容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集は除外してもそれ以外は公開を検討すべきである。

7. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか

8. 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と印西市の第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件

組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガスで)は取れているのか?
温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分しているとのことであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求めたが、その内容は不十分なものであったので、簡潔明瞭に回答をしていただきたい。

9. ごみ処理基本計画のし渣の件

(1) 「h) 印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。

塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では、都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。

検討結果はいかがか？

10. アクセス道路と地域振興策対象区域に関して

組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。

地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由はいかなるものか。に対する回答は不十分なものであった。

策定途中で情報公開を行わず、案が出来たら、パブリックコメントを行うというのは、透明性に欠けるものである

11. 印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会(令和4年2月10日)の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですけれども、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。) 環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と、答弁しているが、事実と異なるため、訂正すべきである。

水銀に関しては、協定値の設定がされていないままである。

12. 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由か？で、検討するとした項目の結果は？

13. 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不十分であると思われる。改善を望むものである。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

14. 令和4年度 搬入車両数と搬出車両数のデータの件

令和4年度 搬入車両数と搬出車両数のデータに、「業務用」と「直接搬入」(構成市町が許可したもの)を追加していただきたい。で、検討するとしたことの結果は？

15. 会議録の作成が遅いのはいかなる理由か？

16. 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の件

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されているが、組合ホームページへの情報がないのはいかなるものか？

プラスチック資源循環促進法のご質問

質問1. 廃プラスチックのリサイクルの委託先

プラスチック資源循環促進法では、市町村が、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの委託先について、

- ① 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会に委託してリサイクルを行うか
 - ② 再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けてリサイクルを行うか
- を選択できることになっておりますが、印西地区はどちらを選択しますか？

質問2. 実施時期

プラスチック資源循環促進法を適用した廃プラスチックの分別収集はいつから始めますか？

今年の4月1日より開始できない場合は、広報などで開始時期を知らせて欲しいのですがいつ頃広報しますか？（マスコミ等は、プラスチック資源循環促進法が2022年4月1日より施行されると報道するので、住民が間違っって4月1日以降、容器包装プラスチックと一緒に廃プラスチックを出さないために、実施が遅れる場合は、最低でも2022年3月1日前に広報などで周知してほしい）

質問3. 周知方法

- ・ この法律に基づく当該地区の廃プラスチックの分別収集について、どのような周知方法を用意されていますか？
- ・ （要望）当該法律の実施に際しては、実施前に「分別収集のマニュアルの配布やスマホなどで学べるようにしてほしい」また住民に対して、分別の仕方を教えるための出前講座などを各所で開催してほしい。

質問4. 廃プラスチックの出し方/入れ物

- ・ この法律によれば、住民が廃プラスチックをリサイクルに出すときは、ゴミ収集所等に既存のプラスチック製容器包装の袋に入れてはいけないと解釈されますが、新しい袋を用意されるのですか？

質問5. 市の予算化

- ・ この法律を実施する場合、マニュアルの作成・配布や新しい袋の用意、広報などを含めて相当の費用が必要と思われませんが、令和4年度の予算化はお済ですか？その金額は？

質問6. 廃プラスチックの問題点

・ この法律は、廃プラスチック（マイクロプラスチック等）による海洋汚染防止（海洋の魚や生き物をマイクロプラスチックで死滅させない）や廃プラスチックを燃やしたときに排出される温室効果ガス（CO₂など）を抑えて地球温暖化を抑制することが狙いと理解しています。

そこで質問ですが、

- ① 印西地区で使用しているごみ袋は「ポリエチレン製」ですが、特に「燃やすごみ用のごみ袋」は燃えるごみと一緒に燃やしています。地球温暖化防止の観点からプラスチックを燃やすことを出来るだけ抑えようとしているこの法律の施行後、このまま使用していいのですか？
- ② 洗顔材や歯磨き粉に等に含まれるマイクロビーズは、数ミクロンと小さいため下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますがその対策は？
- ③ 化学繊維を含む衣類を洗濯すると排水と一緒に排出される小さなプラスチック製の繊維くずが、下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますが、その対策は？
- ④ 令和2年度に印西クリーンセンターで燃やしているごみのうち、廃プラスチックは、平均21%含まれています。それを燃やしたときに発生するCO₂は、どうしますか？
- ⑤ 吉田地区で令和10年に稼働を目指している新印西クリーンセンターも廃プラスチックを燃やすことにしています。温室効果ガスの我が国の目標は、2030年度までに2013年度比で46%削減（自治体の施設は66%削減）、2050年度は実質ゼロです。

燃やすごみに廃プラスチックを含めないと、燃やすごみの発熱量が大幅にダウンするため自然出来ず、植物由来の助燃材の大幅添加や最悪炉の形状も変更しなければなりません。対策をご回答ください。

以上

印西クリーンセンターでは、最近話題のPFASについてどう対応しますか？

1. はじめに

- ・ 米軍基地や工場周辺などで検出が続く有機フッ素化合物（総称PFAS）について国が対策強化に乗り出す。
- ・ 人間が作り出したPFASは発がん性が高いなど有害性が強いことがわかり、各国で基準を強化する動きがあるため、我が国でも基準強化等を検討し食品の健康影響評価をはじめている。

2. PFASとは

- ・ PFAS（パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）とは米軍基地や工場周辺などで検出が続く自然界にない化学物質・有機フッ素化合物の総称で、世界で4,730種類もあり総称「PFAS（ピーファス）」と呼ばれている。
- ・ PFASは水をはじいたり熱に強かったりする性質を生かし、フライパンなど調理器具のコーティング剤としてフッ素樹脂加工され、レインコートや衣類などの撥水剤、泡消火剤、化粧品や半導体の製造などにも使用されてきた。
- ・ PFASは分解されにくく、生きものの体内や水や土に長く残り、人の体への悪影響や野生生物での蓄積など地球規模での汚染が明らかになってきた。PFASの中でも特にPFOS（ピーフォス／（ペルフルオロオクタンズルホン酸））やPFOA（ピーフォア／ペルフルオロオクタン酸）は自然界に長く残留する代表的な物質である。
- ・ 動物実験では、肝臓への悪影響や、生まれるときの体重の減少などが指摘されている。PFOAについて、米国の約7万人の調査では、精巣がん、腎臓がん、高コレステロール血症、潰瘍性大腸炎、妊娠高血圧、甲状腺疾患といった病気が起こりやすくなったと指摘されている。
- ・ 分解されにくく体内にも蓄積されにくいことから、健康への影響は今後も無視できない。最近ではPFOS、PFOAだけではなく、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）やPFNA（ペルフルオロノナン酸）も懸念され始めた。

3. PFASの人体への侵入経路

- ・ PFASの人体への侵入経路としては、水と食品。
- ・ 水に関しては水道水からの侵入。
- ・ 食品については、農作物栽培での土壌からの侵入や食品の包装・容器から侵入する双方がある。
- ・ 食品からの暴露量では、欧州食品安全機関（EFSA）が2018年に発表した調査報告書によると、PFOAでは、乳製品、飲料水、魚及びその他の海産物の摂取で、PFOSでは、魚及びその他の海産物、肉及び肉製品、卵及び卵製品の摂取で食事暴露量が高いことがわかった。

4. 国連の規制（POPs条約）

- ・ POPs条約は、Persistent Organic Pollution条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）のことで、2001年5月に国連で採択され、2004年5月に発行された。POPsとは、分解しにくく、残留性があり、人や生物に毒性が高いPCB、DDT、ダイオキシンなどの残留性有機汚染物質のことである。
- ・ 2009年5月に、PFOSと塩（Perfluoro octane sulfonic acid its salts）が「製造・使用、輸出入が特定の用途、

目的に制限される POPs 条約付属書 B」に追加登録された。(用途；撥水撥油剤、界面活性剤等)

- ・ 2009年5月 PFOS-F (Perfluoro octane fluoride) も付属書 B に登録された。(用途；PFOS の原料)
- ・ 2019年4月に PFOA と塩及び PFOA 関連物質 (Perfluoro octanic acid its salts PFOA-related compound) が、「製造・使用、輸出入が原則禁止になる付属書 A」に登録された。(過去の用途；フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等)
- ・ 2022年6月に PFHxS (ペルフルオロ ヘキサン スルホン酸) とその塩及び PFHxS 関連物質が「付属書 A」に登録された。

3. 規制国

① EU

- ・ PFOA に関しては、2017年6月に使用を制限。2020年7月から PFOA を含有する製品を EU 域内で販売するためには使用制限遵守が義務付けられている。
- ・ 飲料水の PFAS 対策として、現在、飲料水指令の改定手続きが進められている。
- ・ 包装容器での対策では、欧州化学庁が規制案を作成し、2025年の発行を予定している。

② 米国

- ・ 米環境保護局では、2016年、飲料水について、法的拘束力のない生涯健康勧告値として、PFOS 及び PFOA の各々及び合計の濃度を 70ng/L (ナノ g は 10 億分の 1g) に設定している。
- ・ 米国環境保護庁 (EPA) は、2022年6月に PFAS に関するガイドラインを発表した。
- ・ ガイドラインでは、PFAS が発がん性や免疫力の低下、人体に及ぼす悪影響の可能性を踏まえ、基準を大幅に強化している。PFAS のうち特に毒性が強いとされる PFOA と PFOS については、これまで水道水の含有量は、PFOA ・ PFOS の合算で 70ng/L であったが、PFOS は 0.02 ナノグラムに PFOA は 0.004 ナノグラムに変更している。EPA は今回の変更について「最新の科学的見地」を踏まえ、生涯にわたって摂取続ける影響を考慮し決定した、「ゼロに近い量でも健康に悪影響を及ぼす可能性がある」と説明。
- ・ 業界団体の米国化学工業会 (ACC) は、「ガイドラインの水準まで引き下げは現在の技術では不可能であり、(濃度検査もできないため) 検証もできない」とし、EPA を批判している。

③ 日本

- ・ 2019年に POPs 条約で、PFOA が付属書 A に記載されたことを受け、同年から経済産業省・厚生労働省・環境省の合同会議が創設され、
- ・ 2020年4月、水道水の暫定目標値を PFOS ・ PFOA 合算の濃度で 50ng/l 以下」に定めた。
- ・ 環境省も、PFOS と PFOA を水質環境基準の要調査項目に位置づけ調査を続けていたが、2020年暫定基準値を PFOS と PFOA の合算値で 50ng/l と定めた。

4. 最後に質問

- ① 印西クリーンセンターの焼却灰や排ガス中の PFAS 濃度を測定したことがありますか？
- ② もし顧客から当該施設での PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の分解処理を依頼された場合受けられますか？
- ③ 当該施設で令和 4 年 9 月に環境省から発行された「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従い、PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の分解処理をすることが可能ですか？

以上

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和4年度第4回環境委員会）

質問事項	回答
<p>1 表一2②排出ガス測定(ダイオキシン類)のデータの件 表一2②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【1排出ガスに含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の内訳でダイオキシン類(コプラナーPCB 以外)とコプラナーPCB は 0.00016 と 0.00081 と記載されているが正しいかに対して、データを提示されたが、サンプルの取違いやデータの照合の取違いの可能性は確認していただきたい。(今までの測定結果では、ダイオキシン類(コプラナーPCB 以外)とコプラナーPCB ではダイオキシン類(コプラナーPCB 以外)のほうが大きい場合が多い。記載の数値が正しいとしたら、3号炉で何か起きていたのではないかと推察されるのであるが。)</p>	<p>1 測定事業者へ確認したところ、記載してある数値に誤りは無く、サンプル等の取違いは無いとの回答をいただいております。 なお、操業についても、安定した焼却処理をしております。</p>
<p>2 指定廃棄物の件について (1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。 (2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。</p>	<p>2 (1) 指定廃棄物の処理に関する5市(松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市)連名による要望書につきまして、その後の進捗を印西市に問い合わせたところ、「特に進捗はございません」との回答でありました。 (2) 今年度は、6月21日に現場の保管状態の確認、検査を行っています。立会い検査の結果は、「異常無し」との報告を受けています。</p>
<p>3 表2)①排出ガス測定データの件について 表2)①排出ガス測定の水銀(Hg)の粒子状の定量下限値は0.0011であるが、4月19日の測定値は1号炉で0.0002と記載されているが、正しいか。(定量下限値より測定値が小さいのはいかなものか)</p>	<p>3 ご質問のとおり、令和4年4月19日に測定した1号炉の水銀(粒子状)測定値が、定量下限値より低い値となっておりますので、報告資料の記載は誤りです。正しくは「定量下限値未満(ND)」となります。お詫びして訂正させていただきます。</p>
<p>4 表-7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JISK-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJISK-0083を利用し測定)」はありえないので正常な表記に訂正されたい。 代表者会議で取り扱う内容ではない。 令和3年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。</p>	<p>4 ご質問の件につきましては、前回第3回環境委員会の中で委員の皆様より様々なご意見を頂きましたことから、本件について組合側で再度検討したところ、重金属3項目(カルシウム、銅、亜鉛)の測定については廃止させていただく方向で検討させていただきたいとの考えとなりましたので、その旨を住民側委員の皆様へ書類で送付させていただきましたところであり、その後開催された住民側委員会の中で、組合側の考えに対し住民側委員の皆様へ</p>

	<p>検討していただき、その結果住民側代表者より、賛成が多数であったとの報告を受けております。</p> <p>つきましては、住民側、組合側双方合意のもと重金属測定3項目(カルシウム、銅、亜鉛)については廃止させていただき、協定書については重金属測定の測定項目の記載がないことから改訂は行わず、今後3項目については測定を行わないこととさせていただきます。</p>
<p>5 ごみ処理の有料化に関して</p> <p>(1) ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。</p> <p>ごみ処理基本計画検討委員会の答申(印西地区ごみ処理基本計画及び印西地区災害廃棄物処理計画)は12月11日にされたが、組合ホームページに答申の全文は公開されていない。(組合ホームページの第7回の参考資料も公開されていない)</p>	<p>5</p> <p>印西地区ごみ処理基本計画検討委員会内でも各委員から有料化時の減量化に対するご意見を頂いているところではございますが、具体的な実施方法や時期などについては現状では未定となっております。</p> <p>ごみ処理基本計画第7回の結果及び答申につきましては、12月15日付で組合ホームページに公開しております。</p>
<p>6 届出項目の報告について</p> <p>「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して検討されたか。</p> <p>記載すると混乱するということを指摘しているが、明確に記載すれば、混乱はないと思われる。容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集は除外してもそれ以外は公開を検討すべきである。</p>	<p>6</p> <p>前回回答と同様となりますが、質問の県へ報告している調査結果につきましては、環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績としてまとめ毎年県へ報告しているものです。よって最新の情報は、環境委員会へ報告させていただいております。</p> <p>まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料で触れていない内容について記載することは、差し控えさせていただきたいと考えています。</p>
<p>7 住宅宿泊事業者(民泊)の件について</p> <p>a. 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。</p> <p>b. 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみでなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているか。</p> <p>について回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。</p>	<p>7</p> <p>各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりとのことです。</p> <p>【印西市】</p> <p>a. 県のホームページの他、適宜、県担当課に問い合わせし、把握しています。</p> <p>b. 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任において処理するよう通知をしておりますが、新規登録事業者を把握した際も、都度、通知を行っております。</p>

	<p>【白井市】 前回までの回答時と同様の状況であり、千葉県がまとめている施設一覧(R4.3.25 時点)により市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き、排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し周知を図っています。</p> <p>【栄町】 a. 住宅宿泊事業者(民泊)の存在については、県のホームページで確認しています。 b. 栄町では、3件の登録がありますが、現在、3件とも宿泊施設として利用されていないことを施設管理者から確認しました。</p>
<p>8 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件について、組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガス)は取れているのか。温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分しているとのことであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求めたが、その内容は不十分なものであったので、簡潔明瞭に回答していただきたい。</p>	<p>8 お問い合わせの「因数の妥当性」について、第3次印西市環境基本計画の廃棄物分野の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、同計画 p134 にあるとおりの算定式を用いています。算定式中の「排出係数」は環境省による「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施 マニュアル算定手法編 Ver1.1」から用いた係数で、組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)p5 にある排出係数と同様の値となります。</p> <p>次に、「排出量の正確性」についてですが、第3次印西市環境基本計画「印西市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」における「廃棄物分野」の温室効果ガス排出量は、印西市から排出された廃棄物から算定しております。負担金の負担割合で按分することにより、廃棄物焼却量のうち栄町、白井市を除外した、印西市分の温室効果ガス排出量を算定していることとなります。一方、組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)における温室効果ガス排出量については、栄町・白井市・印西市全ての廃棄物焼却量、組合施設の燃料使用量、電気の使用量から算定しています。このことから、両計画の一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量に差異が出ているものと思われる。</p>
<p>9 ごみ処理基本計画のし渣の件について (1)「印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では都市の下</p>	<p>9 新型コロナウイルス対策につきましては、国等の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づいた処理を次期中間処理施設においても行っていく予定としております。</p> <p>また、印西地区衛生組合において、千葉県内外のし尿処理を行っている団体に対し、アンケート調査を実施したところ、し尿処理施設において、人体に感染する恐れがある病原体などについてモニタリングを行っている団体はないとのことでした。</p>

<p>水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。</p> <p>ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。</p> <p>検討結果はいかがか。</p>	<p>現在は、し尿処理の過程で人体に感染するといった検証がなされていない状況であることから、国、県等の動向を注視しながら印西地区衛生組合との協議を進めてまいります。</p>
<p>10 アクセス道路と地域振興策対象区域に関して</p> <p>組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由がわかるものか。に対する回答は不十分なものであった。</p> <p>策定途中で情報公開を行わず、案が出来たら、パブリックコメントを行うというのは、透明性に欠けるものである。</p>	<p>10</p> <p>アプローチゾーンは、市道 00-122 号線から地域振興策開発エリアの台地部に至るまでのアクセス道路の隣接地に広大な花畑を整備(季節の花)するもので、来訪者を出迎えるゾーンとして、地域振興施設のイメージアップ、一般通行者に対する誘引力等の効果を狙い、地域振興策の対象地域に必要な用地を追加したものです。</p> <p>なお、アクセス道路の形態についての変更はありません。</p> <p>また、情報の公開にあつては、検討過程であることにより、組合(案)として提示するまでの間に修正が入るなどして、正確な情報として伝わらないおそれがあるため、公表を控えさせていただいたことを、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>11 印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会(令和4年2月10日)の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですけれども、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。)環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と答弁しているが、事実と異なるため訂正すべきである。</p> <p>水銀に関しては、協定値の設定がされていないままである。</p>	<p>11</p> <p>協定値などの決定については、環境委員会を通して協議など意見交換を行い、変更を含め、住民側、組合側双方の了解を経て、協定書別表7に設置させていただいたところです。</p> <p>また、排ガス中の水銀を協定値に設定されていないことに関しては、住民側代表者と今後、協議していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>12 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由かに対し検討するとした項目の結果は。</p>	<p>12</p> <p>印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の内容のホームページへの掲載につきましては、会議後に議事録を作成し、検討委員会の委員に議事録の確認をして頂いた後、検討委員会が完了している時点での情報を掲載しているため、会議終了後からある程度お時間を頂いているところでございます。</p> <p>なお、第7回の会議資料につきましては、前回ご指摘いただいたところから会議後(12月11日開催)の12月15日付で既に公開済みとなります。</p>

13 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不十分であると思われる。改善を望むものである。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されていることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

13

次期中間処理施設整備事業については、平成 25 年度以降、用地検討委員会、施設整備基本計画検討委員会及び地域振興策検討委員会の計画策定において、検討過程における民意の反映及び透明性の確保を図るべく、住民参加型の取組のもと、当該事業計画の検討を進めております。

現在は、これまでの間に策定した施設整備基本計画、地域振興策基本計画に基づき、具体的な検討を進めているところであり、情報の公開にあつては、検討過程にあることにより、正確な情報として伝わらないおそれがある場合や、施設の設計など、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程で、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会は当組合管理者の附属機関として設置されており、当組合管理者が委員を委嘱し、次期中間処理施設整備運営事業者の選定にあたり、公平かつ適正な実施に関する諮問事項に対し調査審議を行なっております。

14 令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータの件

令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータに、「業務用」と「直接搬入」(構成市町が許可したもの)を追加していただきたいに対し検討するとしたことの結果は。

14

ご質問の搬入車両数のデータにつきましては、下記のとおり報告させていただきます。

家庭系直接搬入の搬入車両数は令和3年度は3,276件、令和4年度は1月末現在で3,008件、事業系の搬入車両数は令和3年度は15,862件、令和4年度は1月末現在で、13,079件となります。

なお、資料への新たな項目の追加につきましては、今後協議していきたいと思っております。

<p>15 会議録の作成が遅いのはいかなる理由か。</p>	<p>15 会議録の作成につきましては、組合で一括契約している業者へ調製業務を委託しており、会議録原本(完成品)が届くまで3週間程お時間が掛かり、届いた会議録原本を組合側で様式の修正、確認を行い、その後議事録署名人へ確認依頼し、問題がなければ押印をいただき会議録の完成となります。そのため、会議終了後からある程度お時間を頂いているところでございますが、できるだけ早く委員の皆様にお届けできるよう努めて参ります。</p>
<p>16 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の件について次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されているが、組合ホームページへの情報がないのはいかなるものか。</p>	<p>16 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会における審議内容につきましては、発注に関わる施設の設計などの検討過程にあることや、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことのあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。 各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程で、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。</p>
<p>17 廃プラスチックのリサイクルの委託先 プラスチック資源循環促進法では、市町村が、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの委託先について、 ① 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会に委託してリサイクルを行うか。 ② 再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けてリサイクルを行うか。 を選択できることになっておりますが、印西地区はどちらを選択しますか？</p>	<p>17 現状、組合では①の容器包装リサイクル協会を通したルートを考えており、変更はありません。今後も国や近隣自治体の動向を注視してまいります。</p>
<p>18 実施時期 ・プラスチック資源循環促進法を適用した廃プラスチックの分別収集はいつから始めますか？ ・今年の4月1日より開始できない場合は、広報などで開始時期を知らせて欲しいのですがいつ頃広報しますか？(マスコミ等は、プラスチック資源循環促進法が2022年4月1日より施行されると報道する</p>	<p>18 現在、プラスチック資源循環促進法への対応につきましては、令和7年度以降にプラスチック使用製品の再商品化を容器包装リサイクル法に規定する指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)へ申請、委託し、再商品化する方法を検討しています。現在は申請のための調査の検討や構成市町・中間処理業者との調整、近隣市町村の情報収集を行っています。</p>

<p>ので、住民が間違っ4月1日以降、容器包装プラスチックと一緒に廃プラスチックを出さないために、実施が遅れる場合は、最低でも2022年3月1日前に広報などで周知してほしい)との質問を昨年度の委員会でしたが、その後の進捗状況はどうですか。</p>	
<p>19 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> この法律に基づく当該地区の廃プラスチックの分別収集について、どのような周知方法を用意されていますか？ (要望) 当該法律の実施に際しては、実施前に「分別収集のマニュアルの配布やスマホなどで学べるようにしてほしい」また住民に対して、分別の仕方を教えるための出前講座などを各所で開催してほしい。 	<p>19</p> <p>この法律に基づく廃プラスチックの分別収集を始める場合の周知方法として、組合、構成市町とも広報誌やホームページ等による周知を考えております。その他に構成市町ではそれぞれが発行しているごみの分け方・出し方のパンフレットなどの更新や、ごみ分別アプリ、行政回覧などでの周知、出前講座における内容の追加などを検討しております。</p>
<p>20 廃プラスチックの出し方/入れ物</p> <p>この法律によれば、住民が廃プラスチックをリサイクルに出すときは、ゴミ収集所等に既存のプラスチック製容器包装の袋に入れてはならないと解釈されますが、新しい袋を用意されるのですか？</p>	<p>20</p> <p>法律施行後のごみの出し方や分別方法につきましては、国から回収方法などの詳細な内容が示されていないため、ごみ袋の様式などについては今後検討する予定です。</p>
<p>21 市の予算化</p> <p>この法律を実施する場合、マニュアルの作成・配布や新しい袋の用意、広報などを含めて相当の費用が必要と思われるのですが、令和5年度の予算化はお済ですか？その金額は？</p>	<p>21</p> <p>組合、構成市町とも実施時期が未定なことから具体的な費用が明らかとなっていないため、令和5年度当初予算においては計上しておりません。実施時期・方法など具体的な内容が定まり次第、適切な予算化を検討いたします。</p>
<p>22 廃プラスチックの問題点</p> <p>この法律は、廃プラスチック（マイクロプラスチック等）による海洋汚染防止（海洋の魚や生き物をマイクロプラスチックで死滅させない）や廃プラスチックを燃やしたときに排出される温室効果ガス（CO2など）を抑えて地球温暖化を抑制することが狙いと理解しています。</p> <p>そこで質問ですが、</p> <p>①印西地区で使用しているごみ袋は「ポリエチレン製」ですが、特に「燃やすごみ用のごみ袋」は燃えるごみと一緒に燃やしています。地球温暖化防止の観点からプラスチックを燃やすことを出来るだけ抑えようとしているこの法律の施行後、このまま使用していいのですか？</p> <p>②洗顔材や歯磨き粉に等に含まれるマイクロビーズは、数ミクロンと</p>	<p>22</p> <p>①「燃やすごみ用のごみ袋」の代替素材（バイオプラ）などへの変更はプラスチック資源循環戦略などでも触れられており、今後、国などからの通知や近隣市町の動向を注視していきたいと考えております。</p> <p>②③各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ以下のとおりとのことです。</p> <p>印西市(②, ③共通) 下水処理施設における対策については、下水道担当課と意見を共有します。</p> <p>白井市(②, ③共通) マイクロプラスチックによる海洋汚染対策としては、現状、3Rの推進等による啓発や</p>

小さいため下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますがその対策は？

③化学繊維を含む衣類を洗濯すると排水と一緒に排出される小さなプラスチック製の繊維くずが、下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますが、その対策は？

④令和2年度に印西クリーンセンターで燃やしているごみのうち、廃プラスチックは、平均21%含まれています。それを燃やしたときに発生するCO2は、どうしますか？

⑤吉田地区で令和10年に稼働を目指している新印西クリーンセンターも廃プラスチックを燃やすことにしています。温室効果ガスの我が国の目標は、2030年度までに2013年度比で46%削減（自治体の施設は66%削減）、2050年度は実質ゼロです。

燃やすごみに廃プラスチックを含めないと、燃やすごみの発熱量が大幅にダウンするため自然出来ず、植物由来の助燃材の大幅添加や最悪炉の形状も変更しなければなりません。対策をご回答ください。

美化活動によるプラスチックごみ(2次マイクロプラスチック)への対応にとどまっており、マイクロビーズや洗濯等による繊維くずなどの微細な1次マイクロプラスチックへの具体的な対策は実施できておりません。

1次マイクロプラスチックは、いったん自然環境に流出してしまうと回収が難しいことから、国や企業による製品への使用を避けることや生分解性マイクロビーズへの切り替えなどの取り組みが進むことを期待しますが、市にできる対策として、環境学習や講座などを通してこうした問題の周知も検討していきたいと考えます。

栄町(②, ③共通)

洗顔材や歯磨き粉、化学繊維を含む衣類を製造している会社に国から製品の改善を働きかけていただきたいと考えております。町では、対応が難しいと考えます。

④ CO2 の発生量は、一般廃棄物の焼却量に概ね比例しています。令和5年3月策定予定の印西地区ごみ処理基本計画をもとに、併せて市町のごみ減量化施策に協力し、ごみの減量化を推進してまいります。

⑤ 廃プラスチックの焼却については、国のプラスチック資源循環戦略等を踏まえ、令和5年3月策定予定の印西地区ごみ処理基本計画等により、焼却対象ごみを設定し、次期中間処理施設の発注仕様に係る要求水準書に反映することにより、事業者からの提案をいただくものと考えております。

23 印西クリーンセンターでは、最近話題のPFASについてどう対応しますか。

① 印西クリーンセンターの焼却灰や排ガス中のPFAS濃度を測定したことがありますか。

② もし顧客から当該施設でのPFOS及びPFOA含有廃棄物の分解処理を依頼された場合受けますか。

③ 当該施設で令和4年9月に環境省から発行された「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従い、PFOS及びPFOA含有廃棄物の分解処理をすることが可能ですか。

23

① 法的な測定事項ではありませんので、測定したことはありません。

② 家庭ごみとして出される、食品パッケージや化粧品、調理器具などにも使用されていますので、受入基準を満たしていれば受けられます。

③ 印西クリーンセンターは、PFOS及びPFOA含有廃棄物の分解処理をするためにつくられた施設ではありませんので不可能です。